

○西脇市予防接種健康被害調査委員会条例

平成17年10月1日条例第113号

改正

平成19年3月29日条例第6号

平成21年9月29日条例第20号

西脇市予防接種健康被害調査委員会条例

（設置）

第1条 西脇市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、西脇市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- （1） 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種に伴い発生した事故に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、市長のほか委員6人をもって組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 医師会の代表者
- （2） 加東保健所長
- （3） 西脇市立西脇病院長
- （4） 専門医師

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、第4条に掲げる委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録の作成)

第8条 会長は、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成し、これに押印しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市予防接種健康被害調査委員会条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。